

税のたより ¥! ?

住宅改修に伴う固定資産税の減額措置

住宅の改修(耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修、マンション長寿命化改修)を行った場合は、工事完了後、3カ月以内に申告していただければ、翌年度の固定資産税が減額されます。

問 役場 税務課 内線160



▲詳細は町HP

個人事業者の税務相談会

商工会では、個人事業者を対象に、記帳確認および半期源泉所得税の相談会を次の日程で行います。

新しく事業を始める方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 7月6日(月)午前10時～午後3時

ところ 商工会館 2階

問 商工会 ☎(442)4511



☎相談窓口

予 予約制




▲その他の相談

相談窓口	とき	ところ	予約・問合せ先
予 弁護士による無料法律相談	8月18日(火) 14:00～16:00 ※7月1日(水) 午前8時30分～ 予約申込受付開始、 1組25分程度	総合福祉センター 1階 相談室	社会福祉協議会 ☎(441)1820
人権・行政相談	7月14日(火) 13:00～15:00	役場 2階 第2会議室	民生課 内線142

💰補助金・助成金掲示板



▲その他の補助金・助成金

補助金名	概要	条件や金額等の詳細は町HP	問合せ先
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金	住宅用地球温暖化対策設備を設置する方に対し、費用の一部を補助します。		産業環境課 内線124